

平成 29 年度山梨県内における雇用均等行政関係法令施行状況

～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する
相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ ～

1 雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

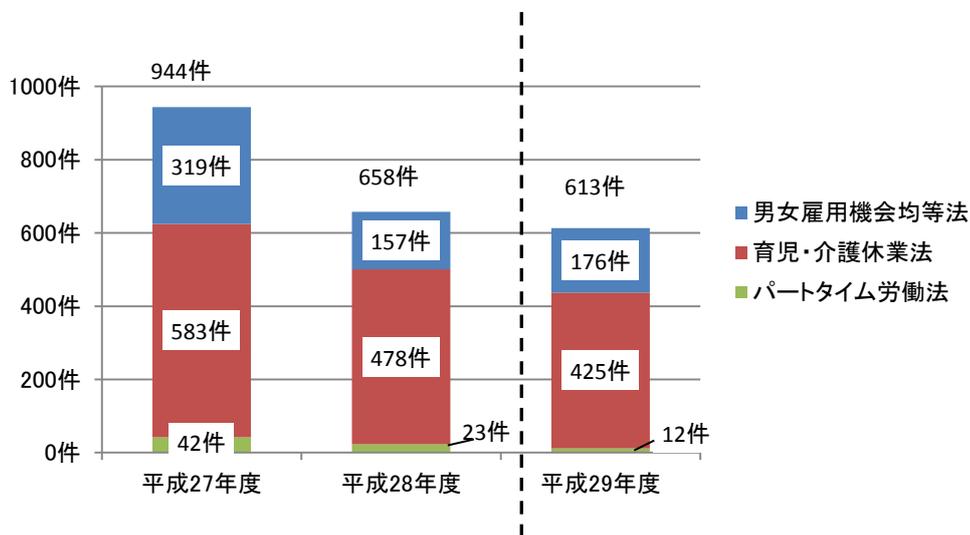
※相談件数についての留意事項

平成 28 年 4 月に都道府県労働局の組織見直しを行い、雇用環境・均等室を設置した。雇用環境・均等室では、これまで雇用均等室で受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談と、総合労働相談コーナーで受け付けていた個別労働紛争に関する相談を一体的に受け付けることとした。このため、相談件数の計上方法も変更したことから、平成 27 年度以前とは単純比較できない。

(1) 相談状況

平成 29 年度に山梨労働局雇用環境・均等室に寄せられた相談は 613 件である。男女雇用機会均等法に関する相談は 176 件、育児・介護休業法に関する相談は 425 件、パートタイム労働法に関する相談は 12 件であった。(図表1)

図表1 相談件数の推移



※相談件数について、平成 27 年度以前と平成 28 年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。

(2) 是正指導状況

雇用環境・均等室では、相談を端緒とするほか、法に沿った雇用管理状況の把握等を目的として、計画的に事業所訪問指導等を行っている。

平成 29 年度は延べ 1,024 件の行政指導を行った。内訳は、育児・介護休業法に関するものが 702 件(68.6%)と最も多く、男女雇用機会均等法に関するものが 171 件(16.7%)、パートタイム労働法に関するものが 151 件(14.7%)であった。

(3) 紛争解決援助の状況

紛争の解決援助の申立て(労働局長による援助及び調停)は8件(前年度2件)であった。

2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 相談状況

相談件数は176件であった。内訳をみると、セクシュアルハラスメントに関するものが58件で全体の33.0%を占め、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等が46件(26.1%)となっている。(図表2)

図表2 男女雇用機会均等法相談内容の内訳

| 相談内容 | 件数 | 構成比 |
|-----------------------------|------|--------|
| 性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等) | 18件 | 10.2% |
| 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い | 46件 | 26.1% |
| セクシュアルハラスメント | 58件 | 33.0% |
| 妊娠・出産等に関するハラスメント | 25件 | 14.2% |
| 母性健康管理措置 | 28件 | 15.9% |
| その他(ポジティブ・アクション等) | 1件 | 0.6% |
| 合計 | 176件 | 100.0% |

(2) 指導状況

法第29条に基づき、129事業場を対象に171件の助言を行った。内容は、妊娠・出産等に関するハラスメントが91件(53.2%)と最も多く、次いで母性健康管理措置が58件(33.9%)となっている。(図表3)

図表3 男女雇用機会均等法指導内容の内訳

| 指導内容 | 件数 | 構成比 |
|-----------------------|------|--------|
| 募集・採用 | 1件 | 0.6% |
| 配置・昇進・降格・教育訓練等 | 0件 | 0.0% |
| 間接差別 | 0件 | 0.0% |
| 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い | 0件 | 0.0% |
| セクシュアルハラスメント | 21件 | 12.3% |
| 妊娠・出産等に関するハラスメント | 91件 | 53.2% |
| 母性健康管理措置 | 58件 | 33.9% |
| その他 | 0件 | 0.0% |
| 合計 | 171件 | 100.0% |

(3) 紛争解決援助の状況

法第 17 条に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は5件(前年度1件)だった。申立内容は、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメントに係るものであった。法第 18 条に基づく調停の申請はなかった。(前年度0件)

3 育児・介護休業法関係

(1) 相談状況

相談件数は 425 件である。内訳をみると、育児関係が 316 件(74.4%)、介護関係は 105 件(24.7%)等となっている。育児関係では「育児休業」が 136 件(43.0%)となっており、次いで、「育児休業以外(子の看護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が 86 件(27.2%)、「育児休業に係る不利益取扱い」が 49 件(15.5%)となっている。介護関係では、「介護休業」が 49 件(46.7%)、次いで、「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が 41 件(39.0%)となっている。(図表4)

図表4 育児・介護休業法関係相談内容の内訳

| 相談内容 | | 件数 | 構成比 | |
|-----------------|---|-------|--------|-------|
| 育児関係 | 育児休業 | 136 件 | 43.0% | 74.4% |
| | 育児休業以外（子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮） | 86 件 | 27.2% | |
| | 育児休業に係る不利益取扱い | 49 件 | 15.5% | |
| | 育児休業以外に係る不利益取扱い（子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、3歳までの所定労働時間短縮措置、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い） | 16 件 | 5.1% | |
| | 育児休業等に関するハラスメントの防止措置 | 29 件 | 9.2% | |
| | 小計 | 316 件 | 100.0% | |
| 介護関係 | 介護休業 | 49 件 | 46.7% | 24.7% |
| | 介護休業以外（介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮） | 41 件 | 39.0% | |
| | 介護休業に係る不利益取扱い | 1 件 | 1.0% | |
| | 介護休業以外に係る不利益取扱い [介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等(義務)、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い] | 0 件 | 0.0% | |
| | 介護休業等に関するハラスメント防止措置 | 14 件 | 13.3% | |
| | 小計 | 105 件 | 100.0% | |
| その他(職業家庭両立推進者等) | | 4 件 | | 0.9% |
| 合計 | | 425 件 | | |

(2) 指導状況

法第 56 条に基づき、168 事業所を対象に 702 件の助言を行った。

育児関係は 289 件で、内訳については、努力義務を除くと、育児休業等に関するハラスメント防止措置が 89 件(30.8%)、育児休業制度が 74 件(25.6%)と多くなっている。介護関係は 388 件で、内訳については、努力義務を除くと、介護休業制度が 97 件(25.0%)、所定労働時間の短縮措置等(義務)が 85 件(21.9%)とが多くなっている。(図表5)

図表5 育児・介護休業法指導内容の内訳

| 指導内容 | | 件数 | 構成比 |
|-----------|----------------------|-------|--------|
| 育児関係 | 休業制度 | 74 件 | 25.6% |
| | 子の看護休暇 | 10 件 | 3.5% |
| | 所定外労働の制限 | 3 件 | 1.0% |
| | 時間外労働の制限 | 7 件 | 2.4% |
| | 深夜業の制限 | 1 件 | 0.4% |
| | 3歳までの所定労働時間の短縮措置等 | 13 件 | 4.5% |
| | 小学校就学までの所定労働時間の短縮措置等 | 92 件 | 31.8% |
| | 休業等に関するハラスメント防止措置 | 89 件 | 30.8% |
| | 休業期間等の通知 | 0 件 | 0.0% |
| | 小計 | 289 件 | 100.0% |
| 介護関係 | 休業制度 | 97 件 | 25.0% |
| | 介護休暇 | 3 件 | 0.8% |
| | 所定外労働の制限 | 3 件 | 0.8% |
| | 時間外労働の制限 | 2 件 | 0.5% |
| | 深夜業の制限 | 1 件 | 0.3% |
| | 所定労働時間の短縮措置等(義務) | 85 件 | 21.9% |
| | 所定労働時間の短縮措置等(努力義務) | 108 件 | 27.8% |
| | 休業等に関するハラスメント防止措置 | 89 件 | 22.9% |
| | 休業期間等の通知 | 0 件 | 0.0% |
| | 小計 | 388 件 | 100.0% |
| 職業家庭両立推進者 | | 25 件 | |
| 合計 | | 702 件 | |

4 パートタイム労働法関係

(1) 相談状況

相談件数は12件で、内訳をみると、均等・均衡待遇関係に関する相談、体制整備、正社員転換、その他がそれぞれ3件(25.0%)となっている。(図表6)

図表6 パートタイム労働法関係相談内容の内訳

| 相談内容 | 件数 | 構成比 |
|---|-----|--------|
| 均等・均衡待遇関係（短時間労働者の待遇の原則、差別的取扱いの禁止、賃金の均衡待遇、教育訓練、福利厚生施設） | 3件 | 25.0% |
| 体制整備（労働条件の文書交付等、就業規則の作成手続、措置・待遇に関する説明、相談のための体制整備、短時間雇用管理者の選任） | 3件 | 25.0% |
| 正社員転換 | 3件 | 25.0% |
| その他(指針等) | 3件 | 25.0% |
| 合計 | 12件 | 100.0% |

(2) 指導状況

法第18条に基づき、87事業所を対象に151件の助言を行った。

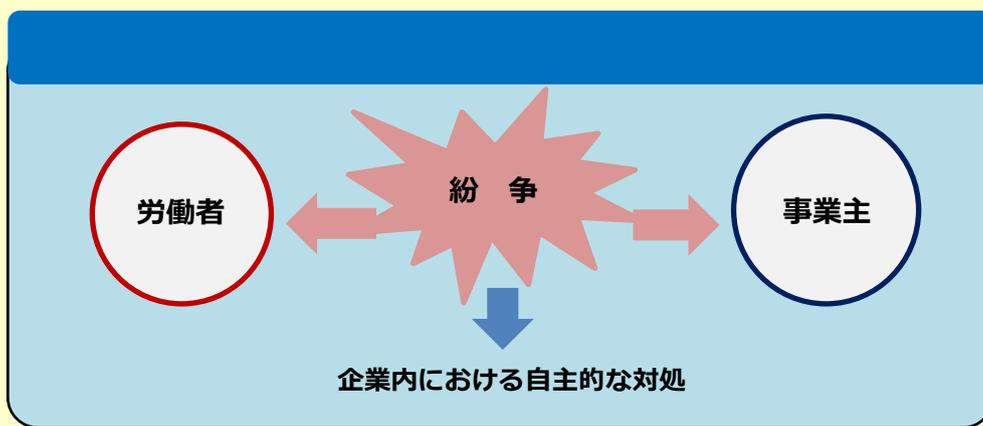
内訳は、労働条件の文書交付等が65件(43.0%)で最も多く、次いで通常の労働者への転換が38件(25.2%)、相談体制の整備が32件(21.2%)となっている。(図表7)

図表7 パートタイム労働法指導内容の内訳

| 指導内容 | 件数 | 構成比 |
|-------------|------|--------|
| 労働条件の文書交付等 | 65件 | 43.0% |
| 就業規則の作成手続 | 3件 | 2.0% |
| 差別的取扱いの禁止 | 0件 | 0.0% |
| 賃金 | 1件 | 0.6% |
| 教育訓練 | 0件 | 0.0% |
| 福利厚生施設 | 0件 | 0.0% |
| 通常の労働者への転換 | 38件 | 25.2% |
| 措置・待遇に関する説明 | 3件 | 2.0% |
| 相談体制の整備 | 32件 | 21.2% |
| 短時間雇用管理者 | 6件 | 4.0% |
| その他(指針等) | 3件 | 2.0% |
| 合計 | 151件 | 100.0% |

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく

紛争解決援助制度の概要



未解決

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による助言・指導・勧告

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

調停会議

調停会議による調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく行政指導